

青森県報

号外第七十五号

平成二十五年
十月十五日
(火曜日)

目 次

規 則

- 青森県行政組織規則の一部を改正する規則…………… (人事課) …… 一
- 国民健康保険の県調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則…………… (高年齢福祉課) …… 二

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十二号

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条のこどもみらい課の項の第十四号を次のように改める。

十四 社会福祉審議会及び子ども・子育て支援推進会議に関する事(社会福祉審議会に関する事務中こどもみらい課の分掌に係る事務に限る。)

別表第六青森県私立学校審議会の項中「十人以上二十人以上」を「知事の定める員数」に改め、同表青森県社会福祉審議会の項中

社会福祉法の規定による	三年
-------------	----

を	十七人以上	三年
---	-------	----

に改め、同表青森県麻薬中毒審査会の項中「第

五十八条の九第二項」を「同法第五十八条の九第二項」に、「麻薬及び向精神薬取締法施行令(昭和二十八年政令第五十七号)」を「麻薬及び向精神薬取締法」に、

麻薬及び向精神薬取締法施行令の規定による。	麻薬及び向精神薬取締法施行令の規定による。	麻薬及び向精神薬取締法施行令の規定による。	麻薬及び向精神薬取締法施行令の規定による。
-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

麻薬及び向精神薬取締法の規定による。	五人以内	麻薬及び向精神薬取締法の規定による。	麻薬及び向精神薬取締法の規定による。
--------------------	------	--------------------	--------------------

を

に改

め、同表青森県後期高齢者医療審査会の項の次に次のように加える。

青森県子ども・子育て支援推進会議	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十七条第四項の規定により次に掲げる事務を処理すること。	会長	子ども・子育て支援法の保護者	二十二年	委員	子ども・子育て支援に関する者	委員の互選	こどもみらい課
一 県子ども・子育て支援事業支援計画に 関し、子ども・子育て支援法第六十二条 第五項に規定する事 項を処理すること。	二 県における子ども	委員	一 子ども 二 市町村 三 事業主 を代表する者	二十二年	委員	四 労働者 を代表する者 五 子ども 子育て支援に関する	の互選	こどもみらい課

子育て支援に関する 施策の総合的かつ計 画的な推進に関し必 要な事項及び当該施 策の実施状況を調査 審議すること。	る事業に 従事する 者 六 学識経 験を有す る者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

国民健康保険の県調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十三号

国民健康保険の県調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則

国民健康保険の県調整交付金の交付額の算定に関する規則（平成十七年十一月青森県規則第百五号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「平成二十四年度」を「平成二十六年度」に改める。

附則第九項中「平成二十四年度」の下に「から平成二十六年度までの間」を加える。

附則第十項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の国民健康保険の県調整交付金の交付額の算定に関する規則の規定は、平成二十五年度分の県調整交付金から適用する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭